

横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会運営要綱

制定 平成24年4月1日 (局長決裁)

最近改正 平成29年5月31日 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市営住宅条例（平成9年2月横浜市条例第1号）第68条第1項に基づき、横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(担当事務)

第2条 委員会は、市営住宅等の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による市営住宅の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 選定及び次点候補者の決定
- (5) 評価基準
- (6) 評価の決定
- (7) 指定管理者の指定の取消し
- (8) 指定管理者の業務に関する検証、助言等
- (9) その他市長が選定、評価等について必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市営住宅等の管理に関して、住宅、福祉、法律及び財務などの専門的知識を有する者。ただし、委員の辞職などにより審査に支障が生じたときは、市長は新たな委員を任命することができるものとする。
- (2) その他市長が必要と認める者。

2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。

3 委員の氏名及び役職等は公募要項に掲載する。

(委員の責務)

第4条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に審査を行なわなければならない。

ならない。

- 2 委員は、当該事案に関する公募に参加してはならないのみならず、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選定対象外とする。
- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市または委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

（委員の任期）

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを1年とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は再任されることができる。

（委員長）

- 第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

- 第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
 - 3 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、緊急やむを得ない場合は、持ち回り方式による委員会により委員会の審議に代えることができる。
 - 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く）の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 5 委員長は、委員会において必要があると認められるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(報告)

第10条 委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）、評価の決定等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、建築局市営住宅課が行う。

2 事務局員、その他委員会の場に出席した者は、審査等を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する

(1) 横浜市営住宅等の指定管理者評価委員会要綱（平成17年3月24日制定）

(2) 横浜市営住宅等の指定管理者選定委員会要綱（平成17年3月24日制定）

(経過措置)

3 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定に基づき任命する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

4 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第7条第1項本文の規定にかか

ならず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。